

1	会 議 名	令和4年度栗東市自殺対策推進協議会		
2	開催日時	令和5年1月31日（火曜日）15：45～17：00		
3	開催場所	栗東市役所 第1会議室		
4	事 務 局	障がい福祉課	傍聴者	無し
5	出席委員	栗東市社会福祉協議会、草津栗東医師会、済生会滋賀県病院、精神障害者生活支援センター風、滋賀いのちの電話、凧の会おうみ（滋賀自死遺族の会）、湖南広域消防局中消防署、草津警察署、草津保健所（南部健康福祉事務所）、滋賀司法書士会、草津公共職業安定所 (以上11名)		
	関係課	社会福祉課、健康増進課、長寿福祉課、子育て応援課、学校教育課、商工観光労政課		
	欠 席 者	栗東市民生委員・児童委員協議会連合会、びわこ薬剤師会		
6	会議の内容	1. 健康福祉部長あいさつ 2. 委嘱状交付 3. 会長および副会長の選出 4. 栗東市自殺対策計画について 5. 議事 (1) 栗東市の自殺の状況について (2) 栗東市の自殺対策実施状況について (3) 第2期栗東市自殺対策計画策定について 6. その他		
7	配布資料	資料1 栗東市自殺対策推進協議会設置要綱 資料2 令和4年度栗東市自殺の統計と動向 資料3 令和4年度自殺対策計画進捗状況一覧（9月末現在） 資料4 令和元年～令和3年度自殺対策計画進捗状況一覧 資料5 栗東市の自殺未遂者の動向と未遂者支援事業について		
8	審議等内容	別紙のとおり		

1. 健康福祉部長あいさつ

2. 委嘱状の交付

3. 会長及び副会長の選任

事務局一任の声あり、事務局案にて承認。

会長：平成31年日本計画が開始してから4年が経過しました。本会で進捗確認を行い、次年度に行う次期自

自殺対策計画策定へ活かしていきましょう。

4. 栗東市自殺対策計画について 事務局から説明(「栗東市自殺対策計画」の冊子参照)

○冊子3ページより

- ・本計画は「自殺対策基本法」第13条第2項に基づく「市町村自殺対策計画」として、自殺対策の方策等を定め、生きることの包括的な支援を実施するために策定する計画です。
- ・本市最上位計画である栗東市総合計画の個別計画として位置づけるとともに4つの関連する計画、国の自殺総合対策大綱、県の自殺対策計画と整合を図って策定しています。
- ・本計画は平成31(2019)年度～令和5(2023)年度までの5年間を計画期間と設定しています。
- ・今年度は、4年目となり、来年度の5年目に計画の見直し、策定して令和6年度から新しい計画に基づく施策を実施します。

○冊子19ページより

- ・「誰も自殺に追い込まれることのない安心のまち」を本計画の基本理念としています。
- ・数値目標として、国の目標値に見合うように、計画期間である2019年から2023年までの栗東市の平均自殺死亡率を13.3以下まで減少させる、としています。

○冊子20ページより

- ・本計画では、4つの市民全般に関わる施策と3つのライフステージの施策としています。
- ・それぞれの施策の方向性と具体的な事業、担当部署について示しています。

○「栗東市自殺対策推進協議会」について(資料1参照)

- ・設置要綱第1条より 自殺対策計画の推進及び進捗管理のため、設置しています。
- ・冊子40ページより 本来であれば、継続的な施策の改善のために年度ごとに開催すべきでしたが、昨年度までは開催できておらず、今年度が初めてとなります。

5. 議事

(1)栗東市の自殺状況について(資料2参照) 質疑なし

(2)栗東市自殺対策実施状況について(資料3～5参照)

○資料3、14ページ上から2～4段目 経済・生活困窮者の相談について(社会福祉課より)

- ・生活困窮者自立支援法の下、相談や支援を行っています。昨年は延べ448件の相談がありました。
- ・相談者は30代～高齢者まで多岐にわたり、他課連携し支援しています。
- ・子どもの教育費や、ギャンブル依存症やアルコール依存症による困窮の相談もあります。
- ・20歳代の就職困難相談もあり、商工観光労政課と共同して対応しています。
- ・ひきこもり相談も対応しています。
- ・非課税世帯等の困窮者対象に給付金事務を行っています。

○資料3、14 ページ下から 2 段目 就労支援の状況について(商工観光労政課より)

- ・働く意欲があるが、仕事が見つからない人や仕事が続かない人の相談に乗っています。
- ・年間延べ 1000 件以上相談があります。
- ・生活困窮や障がい、家族介護等、複合課題を抱える人が多くなっています。
- ・なぜか仕事がうまくいかない、仕事が続かない、コミュニケーションが上手くとれないといった、若年層の相談者は発達課題のある人が増えています。

○資料3、12 ページ下から 2 段目 小中学生への取組みについて(学校教育課より)

- ・2017 年よりスクール・ソーシャル・ワーカー(以下SSW)を配置しています。
- ・2019 年から自殺対策強化事業を活用しSSWを 1 名追加しました。
- ・本人と面談以外にも家庭支援や進学相談、学習支援、居場所の紹介、医療や児相と連携等も行っています。
- ・支援をした人については自死に至らず、自殺リスク回避できています。

○資料3、11ページの一番上の段 家庭養育の支援について(子育て応援課より)

- ・子どもへの自殺未遂対応や電話・来校・訪問で相談対応しています。
- ・上半期で延べ 1107 件相談がありました。(その内、虐待は計 78 件)
- ・ネグレクトや心理的虐待は親の認識が薄いため、家族支援・指導をしています。
- ・実母からの虐待ケースが増えています。まだまだ母親中心の育児が多いです。
- ・関係機関と連携し、役割分担しながら支援しています。
- ・通報があったり緊急性が高い相談の場合は駆けつけて児童・生徒を保護しています。

○資料3、8ページの一番上の段 自殺未遂者支援事業について事務局より説明(資料5参照)

委員:いのちのサポート事業対象者の内、医療につながらなかった3割の人の対応はどうしていますか。

事務局:生活困窮相談や就労相談、家庭児童相談等と一緒に支援しています。

委員:いのちのサポート事業に至らなかった自殺未遂者にどう対応していますか。事業拡大予定はありますか。

事務局:事業主体の保健所と検討しています。

委員:事業対象者の内、自殺完遂者のフォローや振返りはどうしていますか。

事務局:1名について遺族支援は病院からしています。振返りでは入院時から面談を重ね相談できる関係づくりが必要だったのではないかと意見がありました。

委員:希望的結論ではなく入院中の回復期から支援して欲しいと思います。同じことが起きないように今後対応していく必要があります。専門的に事例を深め、対応する必要性がありますので、経験ある専門職が複数必要ではないかと考えます。専門職の配置はどうなっていますか。

事務局:専門職は担当者1名のため、庁内で協力して対応しています。

委員:先日、保健所にて当事業に関する会議を行いました。救急告示病院から事業説明できるよう院内連携を強化していくことや地域支援内容を病院へフィードバックすること、来年は事例検討することを共有しました。今後も市と一緒に支援していきます。

委員:栗東市と遺族の会の連携が今までありません。資料3 8ページも白紙になっています。どのような対応をしていますか。今後連携していきたいです。

事務局:今年度は遺族からの相談はありませんでした。過去は県からの情報を伝えることはしていますが、それ以上はできていません。本日をきっかけに今後は連携できればと思います。

(3)第2期栗東市自殺対策計画策定について 質疑、異議なし

閉会の挨拶(副会長)

- ・来年度、計画を評価し、計画策定を行うにあたり重要なスタートとなりました。
- ・連携ほど難しいものではありません。ただ会議で顔合わせるだけでなく、話合える関係づくりが必要です。
- ・それぞれの機関が活動内容などをPRしていくことが大切だと思います。
- ・自殺は社会的課題ですので、みんなで協力して取り組めたらよいと思います。

以上。